

深谷市都市計画審議会条例

(設置)

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、深谷都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員5人以上20人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 審議会委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 市議会の議員 8人以内
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員 2人以内
- (4) 市の住民 4人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

**第5条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任される。

(会長)

**第6条** 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

**第8条** 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

(幹事)

**第9条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。